

# 秘密積立金の効用と弊害

中 村 清

## 一 は し が き

ここにとり上げようとする「秘密積立金」の問題は、最も古くして、且つ最も新らしい研究課題であるといえるものである。何故なら、この課題は、現在においても盛んに論議され、大いに再検討を要するからである。

即ち、秘密積立金 (Secret or Hidden Reserve) は、隠匿積立金 (Undisclosed Reserve) 又は部内積立金ともいわれ、これは一口に、貸借対照表又は会計帳簿に表示されない積立金である」と定義され得るが、併しながら、秘密積立金の重要性や複雑性は、この表示されない、或いは隠匿されたということから発生し、従って、秘密積立金の効用も弊害も、このような特質からして、簡単にその正否を割り切つては定め得ないからである。或る場合には、意識的にその効用を目的として、秘密積立金の設定がはかられ、又無意識的に、又は強制的にも秘密積立金が発生し、或いは発生せしめられる。併しながら、いずれにしても秘密積立金は、その発生の如何を問わず、その実態が容易に把握され得ないにも拘らず、企業自体にとつても、又一般社会に対しても大なる影響力を有し、大なる効益と大なる弊害をもつものである。

このような観点から、以下、秘密積立金の効用と弊害を種々列挙し、これを批判し、検討して見ようと思う。

## 二 秘密積立金の効用

秘密積立金に関して、〃順調な営業年度において利益が正常以上の時には、少しでも競争者を誘うことを避けるため、そしてできるだけ株主の心に、将来における同様な異常な収入の期待の念を創造することを避けるために、会社の成功を隠蔽することが賢明である〃といわれる。

即ち、企業財政の基礎を強固にし、営業成績の安定を図るための秘密積立金の存在は、次のような具体的な効用をもたらすものである。

### 一 事業の利益を隠蔽することによって、租税公課を遁脱する

即ち、この点は利益課税の関係からであって、企業が営業期の利益を隠蔽することによって、企業にもたらされる利点の一つであり、国家よりの課税を出来るだけ防止せんとするものである。特に名目的利益に対する課税の立場がとられている現在、企業が収益の或る部分をば隠蔽し、或いは資産を過少評価し、或いは又利益の企業内留保たる法定積立金、或いは任意積立金の金額を少額に止めて、その部分を秘密積立金として積立てることは、課税標準を低率ならしめ、ひいては収益力を増大せしめるものである。特に企業の一般準備金、或いは積立金は直接課税の対象となるので、秘密積立金によって国家の税金の減少を図ることが考えられるのである。

併しながら、一面後述するように、大なる弊害の恐れのあることは云うまでもない。

二 株主に眞の利益を知らしめないことにより、株主から要求される恐れのある過大配当、又は配当の増配を防止

する

企業が、その営業期に挙げた純利益を、なんら操作せずにありのまま計上して公表すれば、株主は当然の結果として、その純利益額に対する多額の配当を要求するであろう。この要求は、企業における積立金設定の必要性よりも、通常、更に強いものであるから、企業としては、純利益の大部分を配当金として配当せざるを得ないような結果となる。従って、企業は利益を隠蔽することにより、株主より請求される配当増加を防止することが出来るばかりでなく企業の内部に対しても、利益分配制度による当該企業の従業員に与える割当を減少せしめ得るのである。

而して、隠蔽せる利益の一部を秘密積立金として社内に留保することにより、その隠蔽せる財産部分は経営資本、流動資本として流動化され、それだけ収益力を増大して利潤の増進、或いは企業財政の堅実化を図り得るのである。

### 三 社会をして、無用な競争の惹起を防止することが出来る

収益力が大きいと、競争企業の発生を刺戟することは、企業が利潤獲得を第一の目的とする資本主義経済社会においては防ぐことの出来ない事実である。即ち、一企業が大きな収益を挙げ、その大なる収益力、即ち、純利益をありのまま計上し発表すれば、他企業が当該企業へ転換を行ったり、又新規企業が多数創立されることとなるであろう。このような競争が行われることは、当該企業の将来の発展を阻害し、極端な場合には、社会的混乱をひき起すことにもなり、又過大な利益を計上することは、一方に於ては社会公共の見地から暴利壟断の非難を蒙むような恐れもあるわけである。

このような意味において、企業間の競争を防ぎ、企業の永続的な利潤獲得の可能性を大ならしめる点からしても、秘密積立金の利点、効用を認めることが出来るのである。

#### 四 企業の収益力を故意に隠蔽して、従業員に対する刺戟を防止する

即ち、労働組合運動の活潑な今日、秘密積立金は、ストライキを防止し、或いは労資闘争の潤滑油ともなるものである。

もしも企業が、その大なる収益力を明示した場合には、債権者、出資者を刺戟するのは勿論であるが、特に従業員に、給料・賃金引上の根拠を与えることになり、その上、もしも大なる収益力があるからとて、樂觀的に給料、賃金の引上げを行う場合には、遂には企業の実質資本をも喰潰すような結果を招くことともなってしまうのである。

このように、秘密積立金の設定によって、従業員を刺戟せしめないことは、無謀な給料、賃金値上げのストライキが、時々行われる今日、社会的に見ても有意義なものといえるわけである。

#### 五 秘密積立金により、不時の損失を填補する

即ち、企業成績が非常に良好な年度に於て、純利益の或る部分を秘密積立金として隠蔽留保して置き、不時の損失を表面化することなしに填補し、欠損或は無配当に対する準備とするものである。

即ち、欠損に対しては異常に神経を鋭くする反面、利益に対しては非常に楽天的態度で接する現実を考えた場合、日頃の準備というものは何にも増して大切である。勿論、このような準備は公示積立金 (Disclosed or Open Reserve) によってなされよう。併し乍ら、かかる欠損の事実が公表された場合、会社の信用を傷ける恐れが多分にあることは改めて考える逆もないことであろう。即ち、不時の損失を秘密積立金によって填補することにより、会社は信用を傷けることなく、ひいては社会的動揺をも防ぐことが出来るのである。

#### 六 会計年度の利益の平均化を図る

營業成績の低下を補充する場合、その營業成績低下の事實、並びに、これが填補の爲の公示積立金の使用の事實等も、また明白に公表せられる結果となるから、たとえ、これによって配当利益平均化の目的が達成されても、会社に対する信用の動搖はまぬかれることが出来ない。然るに秘密積立金によって秘密裡に、かつ自動的にかかる目的が達せられるのである。即ち、秘密積立金は収益力を平均化し、利益配当率の変動を排除して企業の配当面を充實健全ならしめ、もつて会社株式の取引所における相場の変動をも防止することが出来るのである。

配当平均化のために一般積立金を設置して平均化をなす時は、そのための積立金であるにも拘らず、年々その金額が変動する毎に、これは企業が順路をたどり、健全な發展をしていない證據となるように、一般に解釈されて多少とも不信用を招く恐れがあるであろうからして、この点からも秘密積立金によって全く秘密裡に配当の平均化を図り、何等会社信用の動搖を生ずることなく、極めて円滑、安全にその効果が發揮されるものである。

このような効果は、秘密積立金が企業に与える最も大きな利点であり、企業が秘密積立金を設定する最も大きな理由であろう。

### 七 秘密積立金によって、将来における純益の増大を図ることが出来る

例えば、建物・機械・工具・器具・備品等の使用資産の減価償却を過大に見積ることによって秘密積立金が設定されるが、かかる実行をなす時には、将来における減価償却費が軽減され、製造原価が低減される。従つて、販路の擴張、売上高の増加が図られ、又損益計算上も損費の低下が行われ、売上収益の増加と共に、将来における純利益を増大することが出来る。故に企業は、規模の擴張、改善等、販売と共に製造方面においても一段と余裕のある進展を企図しうる原動力をもつことになるのである。

#### 八 インフレーションに際し、資本の喰潰しを防止し、企業の実質資本を維持し得る

即ち、インフレーションによる架空利益の計上に伴なう資本課税、実質上の蝕配当、経理内容を無視した貸金引上等による資本の喰潰しを防ぎ、多少でも、実質資本を維持するために、秘密積立金の設定が行われるのである。

我国においても、戦後のインフレーションの時代に、秘密積立金の設定が殆んど総ての企業において行われたことは事実であろう。この当時は学界も実務界も、ある程度までは、これが設定を容認しなければならぬ実情にあったのであるけれど、併し乍ら、これはいかなる理由をもってしても正当な会計処理法ではないのであるから、出来るだけこの弊害を無くすべく研究討議され、その結果として「資産再評価法」が公布されるに至ったのである。

#### 九 経営上、秘密裡に流用し得べき資金が得られる

これは、特に企業自体にとって有意義な効用であり、後でふれるように、公的な社会的な見地から見た場合には、決して許容されるべきものではないのである。

即ち、資金の流用は、これを公表した場合、いたずらに外部債権者、又は株主をして誤解せしめ、会社の信用をも傷ける場合がおこり得る訳である。従って、かかる流用を秘密積立金によって行えば、何ら事実を荒だてることもなく、秘密裡に、かつ自動的に行われるのである。併し乍ら、多くの場合、一部主腦者の私用に利用される弊害があるので、一概にこれが効用のみを考えることは出来ないのである。

#### 十 資産の価格を低くし、その売却、または破棄による損失に備える

一般に資産を売却し、或いは破棄せんとして、それが意外に低価なるに驚き、或いは運搬や取壊しに要する費用が意外に高額なるに驚き、時には残骸を、そのままさらしておく場合も多い。従って、もし普通の処理法で資産を償却し、

或いは評価してゆく場合、その売却、または破棄に當って意外な損失を蒙むる場合がある。このような事實は、利益の不均等をきたし会社の信用を傷けるものである。従って、資産の価格を低くしておくことは、企業にとっては、保守主義の立場から極力支持される手段である。併し乍ら、かかる手段による秘密積立金の設定にも大切なのは、その限度であつて、健全な會計的判断によつてなされなければ、附隨的な弊害をひき起すこととなるであらう。このように考えると秘密積立金の効用は決して一義的なものではなく、その嚴正なる限界に重要性がある。

#### 十一 経営主腦者が、私用に流用しうべき資金をえられる

前にもふれたように、秘密積立金の設定によつて、経営主腦者は、これを私用に流用しうる。併し乍ら、かかる流用は、それが善意に、あくまでも企業財政の基礎の確立を目的とするものであれば良いけれど、このような流用は、大部分、会社主腦者の私利的動機に基く場合であり、結局、かかる積立金設定の目的は、正当な会社財政上の理由に基くものではなく、かえつて会社の信用を傷け、明らかに社会の法律及び道德に違反する不当なものと言ふべきである。

吾々は、ここで秘密積立金の効用を、これが發生の原因に従つて考えて見る必要がある。

即ち、無意識的秘密積立金は、言うまでもなく積極的意思無しに發生するものであり、なんら積極的且つ直接的目的の無いわけで、結局、これを効用の点から見た場合には、意識的秘密積立金と同様な種々の多様の効用を果しているわけである。又強制的生成の秘密積立金は、多くの場合合法的規定によつて間接的に、これが發生を余儀なくせられるものであり、この効用は、無意識的秘密積立金と同一關係のものとして考えられるものである。

例えば、商法における原価主義の採用せられる理由は、財産の過大計算を防ぎ、財産計算の確實性を要求する結果

であつて、なんら積極的に秘密積立金の設定を推奨せんがためではないのである。唯、不確実な財産計算に基ずく不確実な利益計算の弊害を除去しようとの目的で規定した評価規定が、たまたま間接的に秘密積立金の設定を余儀なくするに過ぎないものである。

さて、吾々が、殊更に秘密積立金の効用を意識的・無意識的、或は強制による秘密積立金とに分けて考える必要はないかも知れない。何故ならば、後の二者は無意識の内に意識的・秘密積立金の効用を果している訳であるからである。唯、前者は、その効用自体を意識的に目的としているものである。

結局、秘密積立金が健全な会計政策として推奨される理由は、会社財政の内容を確実にし、将来における会社業績を安定せしむべき効果がこれによつてもたらされ、その結果は、ひとり会社の永遠の利益に合致するのみでなく、又外部債権者、更には、社会公共の利益にも合致すべきものと解される点にあるのである。

### 三 秘密積立金の弊害

さて、電池層内の電気が、触れて見なくては、その力を知ることが出来ないように、秘密積立金なるものは、事業の内部に隠れているもので、非常に多様な効用を有してある反面、種々の直接的、或いは派生的な弊害を有するものである。特に秘密積立金が、保守主義の裏附の下に、事業の内部に残置することは、会計学の原則たる明瞭性、或いは真实性の原則と矛盾し、これを破壊するものであるから、問題は複雑であり、種々なる弊害をともしなうこととなる。以下、これが弊害を個別的に考察してみよう。

一 秘密積立金の設定、特にこれによる配当金の平均化は、株主総会、又は監査役の監督を困難ならしめる



秘密積立金の保有が、株主總會又は監査役の監督を困難ならしめることは云う迄もないが、特に利益の平準化にもなう配当金の平均化は、かのキルザント (Kysant) 事件(註)にその例を見るように、これが少なくとも社会大衆を欺くものであるだけに問題は重大である。

即ち、株主配当金の平準化とは、結局、当該企業が、営業期において利益を挙げ得ないにも拘らず、前期と同様に或いは若干減配しても配当を行うことで、専ら企業の信用維持といった保守的な経営政策から生ずるものにほかならない。従って、このことは株主及び投資者をして、当該企業の損益計算の状態の觀察を誤らしめ、且つ不測の損害を与えることになるのである。

(註) Kysant 事件は、Royal Mail Steam Pocket 会社事件ともいわれ、英国に一九三〇年代の末頃突然発生した事件で、会社とキルザントと云う監査人の同意の下に行われた会計上の不正事件である。即ち、この事件は好況時代に利益中より多額の秘密積立金を設定し、不況時代の損失をこれによりカバーし、信用を維持したのである。即ち、会社の年次報告書が虚偽であり、会社の実情を株主に対して隠蔽したという理由により、会社の監査人キルザントが告訴され、結局有罪の判決を受けたという事件である。(佐藤孝一著、現代会計学、八七頁―九〇頁参照)

## 二 業務担当者に虚偽を行わしめる餘地を興えることになる

企業が真の利益を隠蔽すれば、営業期末に於ける損益計算を不正確、不明瞭ならしめるのは勿論のこと、株主の利害を不当に左右することにもなるし、更に、このことは業務担当者に虚偽を行わしめる餘地を与えることにもなる。

例えば、秘密積立金を自己のために流用して私的利益を図ることもあり得るし、更に、一旦損失を招いた時に、これを自己で負担せず秘密積立金をもって填補して、その責任を逃れるような奸策を弄することもおこり得る訳で

ある。結局、不節操な業務担当者手に託されては、秘密積立金は疑わしいものであり、更には、不正な実際をおおひ隠すための道具になってしまう訳である。

### 三 株式価格が、会社の手で操縦される

会社は意識的な秘密積立金の操作によって利益の隠蔽もするし、利益配当を無くすことは勿論、かかる配当率の低下によって、株式価格を非常に暴落させることも出来るのである。

即ち、当該会社の資産の真相に対して一般人が無知であるのに乗じて、その株式を不当に下落せしめ、もって善良なる利害関係者に不当な損失を蒙らしめるのは勿論のこと、更には、このような時に乗じて、当該株式をば買収し、次期に至って、従来預り金として、或いは借入金として処理しておいた利益金、又は損失金を実際のもとして整理する時は、その期の利益金は非常に多額のものとなり、従って利益配当金も不相応な金額に達するものであるから、株価もまた自然に大暴騰を来す可く、この時に当って前に買収しておいた株式を売り放す時には、何等の労なくして自然、且不当な暴利を得ることが出来るものとなるのである。さて、以上の弊害の根拠は、企業が、その営業期末に於て、真実の決算諸表を公表しないことに帰するのである。従ってこの公表をもって利害関係人を保護せんとする株式会社の特徴は、秘密積立金の悪用によって破壊されることとなるのである。

### 四 過当な秘密積立金の設定による国家課税の軽減は、脱税行爲となり得る

企業が税金の減少を企図するの余り、過当な秘密積立金を設定することは、国家の課税標準を不当に低下せしめ、企業をして一種の脱税行爲を執らしめることとなる。即ち、税の負担の特に苦しい今日、もしも或る程度の自由な秘密積立金の設定が認められたならば、企業は、ともすれば経営の合理化、或いは能率の増進に力を用いずに、かかる

密積立金を如何に用いて、税の負担を軽減せしめ、企業資本の維持、増進を図るかに意を用いることともなる。

いずれにしても、租税の負担は国家の保護の下に、共存共營の立場で業務活動を行う企業の当然の負担であって、かかる公共心に反する目的に利用せらるる財産の隠蔽は、嚴重にこれを取締らなければならぬ。

#### 五 固定資産の過大償却が、永続的企業に弊害を興える

即ち、固定資産の過大償却は、確かに企業財政の強化を図り、収益増進の基礎となることは云う迄もな が、反面、戦時とは異なり、永続的生命を有すべき企業にとっては、明日が今日の続きであることを考えた場合、かかる過大償却がもたらす弊害は大きいと言わなければならない。又過大償却は計算の確実性の点からこれを見れば、理論的に正しくはない。と云うのは計算上に多くの任意性をもつからである。即ち、減価償却は、固定資産の使用価値の減少を計算して、流動資産への価値移転を行うものである。従って過大償却は、会計年度の損益計算をして殊更不正確ならしめ、更には企業財政の構造を不明確ならしめるものであるから、過大償却による密積立金の発生は、企業財政の強化という点から見ても、これを無条件に是認することは出来ないのである。

以上、五つの点からして、密積立金の弊害を考えて来たが、その効用に比べて、これが弊害が如何に本質的に大きいものであり、宿命的なものであり、そして悪用される危険性の多いものであるかを知ることが出来るのである。

### 四 び す び

結局、密積立金が公示積立金と同様の利益があると云うのは、業務担当者の立場からする一種の言い訳に過ぎないと言えるものであり、会計的処理に絶対的な客観性を求めることは不可能であり、窮極は人間の判断による以上、

絶對的に秘密積立金を排斥することは不可能であり、又事務に利害が相隨伴するのは、如何なる社会に於ても免れな  
いところであるならば、要はそれを扱ふところの人間の問題に帰着して仕舞う訳である。